

大阪市では、市長が公約としてトップ項目に掲げた「重大な児童虐待をゼロ」の達成に向け、児童虐待の発生予防・早期発見を強化する重点予算事業として、令和2年度から区長マネジメントによる地域実情に即した独自の取組みを行っています

1. 未就学児のための子育て支援事業

- ・新たに本市に転入されたご家庭や未就学児童等を中心に、乳幼児検診の対象年齢外で区役所に来所され相談できる機会が少ないなど、育児不安等を抱えながら孤立する保護者や子どもがなくなるよう、子育て支援室に「子育て支援コーディネーター」を配置し子どもの養育状況を把握して、適切な支援につなげる取組を行っています。

(1) 子育て支援コーディネーターの活動を通じた支援

- ① 0～3歳児のうち市外で乳幼児検診を受け、当区に転入した児童の養育状況の把握
 - ・転入手続き時に面接（面接出来なかった場合は、訪問等のフォローを実施）

- ② 5歳児で区役所と連携関係にある保育事業施設・幼稚園等の施設（以下「所属機関」といいます。）に属さない未就園の児童等の養育状況の把握

※4歳児のおられるご家庭には、保健師による4歳児訪問事業（全市）を実施しています

- ③ 所属機関があっても潜在的な不安を抱える可能性がある児童の把握

- ・保育施設・事業（認可外施設を含む）との連携促進、拡張のための訪問活動等

令和2年度の活動実績（計52施設）

保育事業施設: 保育所・園／16施設・認定こども園／8施設・小規模保育施設／7施設

幼稚園 私立幼稚園／6施設

認定外保育施設等／15施設

(2) 児童虐待を防止する機運を高めるための啓発活動

- ・区民のみなさんを対象とした講演会を企画し、開催します

令和2年度

テーマ こどもの笑顔を守る！ 虐待ってどんなこと？

講師 認定NPO法人児童虐待防止協会 理事 白山 真知子さん

開催日時等 令和2年12月22日 @東住吉区民ホール

2. 区役所職員の児童虐待の対応スキルの向上と組織体制の強化

- ・区役所職員が児童虐待やその防止に適切に対応するスキルを向上させ、組織体制を強化するために、児童虐待防止の経験・知識豊富な専門家に相談し、有効な助言を受けることができる機会をシステムとして導入しています。

3. 家庭児童相談員の増配置(3名⇒4名)

- ・専門の知識を有する家庭児童相談員が心身の発達・性格行動・しつけ・非行・不登校など18歳までのこどもに関するさまざまな相談に応じるほか、専門機関を紹介したり、子育て

に関する情報提供を行っています。